

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する第17条第1項の規定に基づき、熊谷都市計画公園の変更について理由を示したものである。

I 熊谷都市計画区域の位置等

熊谷都市計画区域は、都心から約50～70km圏、本県の北部に位置している。また、熊谷都市計画区域に含まれる土地の区域は、熊谷市の行政区域の全域である。

【9・6・01号 北武蔵公園】

本公園は、県民のスポーツ・レクリエーションの場を確保するとともに、文化・スポーツを通じた県民の健康、生きがいつくりの場として利用されている広域公園であり、熊谷スポーツ文化公園として供用している。

II 変更の理由

公園として都市計画決定されている区域の東側の一部に県北部を南北に連絡する幹線道路として、都市計画道路3・5・59号熊谷邑楽線を都市計画決定するにあたり、区域が重複しないように、公園区域を変更（縮小）するものである。

III 上位計画での位置づけ

○ 熊谷都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

「まちづくり埼玉プラン」に基づき、コンパクトなまちの実現・地域の個性ある発展・都市と自然・田園との共生の基本理念のもとに、広域公園の位置づけとして、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供するとしている。

○ 第2次熊谷市総合振興計画 後期基本計画 2023～2027

県営熊谷スポーツ文化公園は、日本屈指のスポーツ施設であることから、その周辺地域においても市民の健康増進と文化的活動を支援する拠点としての機能向上を促進するとともに、埼玉パナソニックワイルドナイツの本拠地としての集客力をまちづくりに生かします。

○ 熊谷市都市計画マスタープラン 令和4年3月

当公園は、スポーツ・文化・健康拠点であり、市民のスポーツ・文化活動の支援、スポーツツーリズムの推進により、交流人口の拡大を図る拠点として位置づけられている。

IV 関連する都市計画

熊谷都市計画公園の変更に併せ、以下の都市計画を変更する予定です。

①道路（埼玉県決定）